

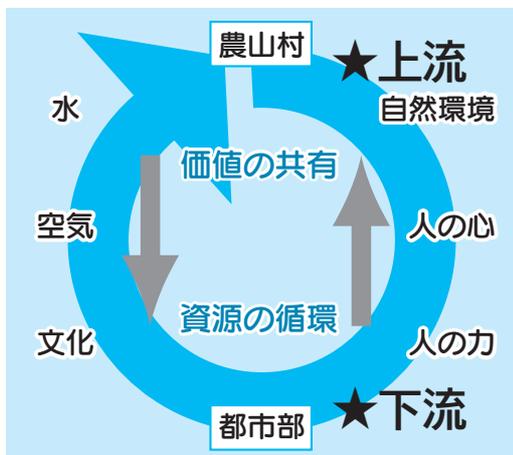
水源の里だより

水源の里まいら元気みらい条例の制定から5年

その効果と課題

過疎、高齢化する集落の持続を目指して

市では、平成21年に「水源の里まいら元気みらい条例」を制定しました。この条例で、米原市は、琵琶湖の上流域に位置するまちとして、市全域の集落を「水源の里」とし位置付け、下流域の人々と支え合う関係をつくることで、過疎、高齢化する集落の持続を目指しています。



条例の施行以来、理念や方針に基づき、地域住民をはじめとする関係者のみなさんとともに、「水源の里」のイメージづくりや、体験交流事業の推進、空き家活用による移住者の受入れ促進、みらいづくり隊員による地域活性化など、過疎、高齢化する集落の元気づくりに取り組んできました。



条例の見直しに向けた提言

この条例は、施行から5年をもって内容に検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、今年6月でその5年が経過します。このため、「水源の里まいら元気みらい条例推進委員会」では、条例やこれまでの取組の評価・検証と、今後の方向性についての議論を行っていただきました。

そして、このほど、「水源の里まいら元気みらい条例および関連施策等の見直しについての提言」を市長に提出いただいたところです。



提言では、この条例が、「水源の里」としての存在を広め、市の評価を高めることにつながるものであり、未来展望を描く上で、重要な政策であったと評価されました。

また、その推進に試行錯誤しながら取り組んできた地域のみなさんの姿があったことも評価されています。

一方、条例に基づき展開したそれぞれの施策に対しては、様々な課題が指摘されています。



条例および施策に対する提言の概要

- 条例の恒久的な存続
- 市全域を対象とする施策への転換
- 施策の基本方針の見直し

次のような施策の展開

- ① 水源の里としての地域イメージの発信と『水源の里まいばら』ブランドの育成
- ② 上流と下流のかけがえのない関係を実感する『水源の里まいばら』教育の推進
- ③ 集落等の連携による定住対策の促進と総合的な空き家対策の推進
- ④ 水源の里の資源を持続的に守り活かす新産業の創出と人材育成
- ⑤ 過疎、高齢化に対応した生活基盤整備の促進と地域の安全確保策の支援強化

条例推進委員会では、今後も条例の理念を継承し、これらを活かした地域の振興に取り組んでいくことが必要であるとして、条例の取扱いについて、次のように提言されています。（左図参照）

市全域で進行する集落の過疎、高齢化

この提言の背景には、集落の過疎、高齢化は、既に特定の地域だけの問題ではないということ、また、過疎、高齢化した集落においては、集落環境やコミュニティを維持する上で、

今まで行われてきた自治やまちづくりの手法だけでは、対応が困難であるという認識があります。こうした状況の中、地域の活力を高め、集落の持続的発展を目指すためには、市の「水源の里」としての存在感や価値をさらに高めるとも

に、「水源の里」を守る人の心と力を結集し、多様な主体が支え合う新しい関係、すなわち、子どもからお年寄りまで、すべての市民が、誇りをもって住み続けられるまちづくりを進めていくことが求められています。

区 分	平成21年 4月	平成26年 2月
65歳以上人口が50%以上の集落（※1）	2	1
55歳以上人口が50%以上の集落（※2）	11	19
55歳以上人口が40%以上50%未満の集落	46	51

※いわゆる「限界集落」と呼ばれる基準（※1）に該当する集落の数は1となっておりますが、「準限界集落」と呼ばれる基準（※2）に該当する集落の数は、5年前の11から19へと増加し、また「準限界集落」に近い集落の数は46から51へと増加しています。

水源の里まいばら 元気みらい条例の改正

市では、条例推進委員会の提言や市内集落の実態を踏まえ、条例の改正および施策の見直し等の検討を行うこととしています。

条例改正案に対する市民のみなさんの意見を募集する予定です。募集時期等については、改めてお知らせしますので、ぜひご意見をお寄せください。

お問い合わせ

政策調整課

水源の里振興担当（伊吹庁舎）

☎ 58-11121 内 58-1630

